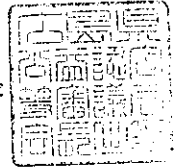


広 公 審 第 325 号

平成 25 年 9 月 20 日

広 島 県 知 事 様

広島県公益認定等審議会会長



移行認可について（答申）

平成 25 年 8 月 30 日付け総務第 141 号で諮問された移行認可については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 117 条に規定する認可の基準に適合すると認めるのが相当である。

答申する法人

項 目	内 容
1 法人コード	A023918
2 法人の名称	財団法人広島県教育職員互助組合
3 認可を受けた後の法人の名称	一般財団法人広島県教育職員互助組合
4 代表者の氏名	下崎 邦明
5 主たる事務所の所在地	広島県広島市中区基町 9 番 42 号 広島県教育委員会事務局管理部健康福利課内
6 従たる事務所の所在地	なし
7 公益目的支出計画の作成の要否	否
8 旧主務官庁の名称	広島県教育委員会